

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>東松山市大字新郷三五番三地先から 同市大字新郷一七八番七地先まで</p>		区 間
<p>二三・八〇ゝ 三五・五〇</p>	<p>二三・八〇ゝ 二三・八〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>三四・〇〇</p>		延 長 (メートル)
		備 考